

## 雇用調整資金貸付限度額算定表

### ■事業所内容

所在地（住所）\_\_\_\_\_

事業者名（氏名）\_\_\_\_\_

代表者名\_\_\_\_\_

業種\_\_\_\_\_

### ■判定期間 ※判定期間は最長で4月1日から6月30日です。

令和2年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ～ 令和2年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### ■助成率 9/10 以上

### ■雇用調整助成金

平均助成額単価 × 平均日数 × 対象人数 ※ = 概算雇用調整助成金額

\_\_\_\_\_円 × \_\_\_\_\_日 × \_\_\_\_\_人 = A \_\_\_\_\_円

### ■緊急雇用安定助成金

平均助成額単価 × 平均日数 × 対象人数 ※ = 概算雇用調整助成金額

\_\_\_\_\_円 × \_\_\_\_\_日 × \_\_\_\_\_人 = B \_\_\_\_\_円

### ■雇用調整資金貸付限度額

概算雇用調整助成金額 + 概算緊急雇用安定助成金額 × 1/2 = **雇用調整資金貸付限度額**

A \_\_\_\_\_円 + B \_\_\_\_\_円 × 1/2 = \_\_\_\_\_円  
(10,000 円未満切捨て)

※ バー、キャバレー、ナイトクラブ等の接客を伴う飲食店以外の場合、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の対象人数合計は10人未満となります。